

第 5 章

計画の推進

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理と評価

地域福祉計画は、その性格から対象となる事業が広範囲にわたるとともに、各分野別の計画とも関連が強いため、計画の進行管理や評価等にあたっては、庁内関係部局で構成する「あまがさき地域福祉計画」庁内推進会議において、市が実施している施策評価等及び次ページ掲載の指標をもとに評価、進行管理を行います。

あわせて、尼崎市社会保障審議会地域福祉専門分科会において、毎年、取り組み状況の評価等について報告を行い、意見を頂くなどの方法により、取り組みの妥当性の検証や必要な改善策、評価方法の見直し等について検討を行うほか、進捗状況を把握するために「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査」を第3期計画期間中に実施します。

また、自治のまちづくりに向けて、地域における住民自治を支えるための地域振興センターをはじめとした地区施設の機能の再構築や人員の配置のあり方、身近な地域課題の解決に向けた地域住民の意思を反映した予算執行のあり方、さらには職員の意識醸成や能力形成などについて検討が行われる「地域振興のあり方」とも整合性を図りながら、取り組みを進めます。

なお、国では、社会福祉法を改正し、地域福祉計画の充実(福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけるなど)をはじめとした地域課題の解決力強化の取り組みを進めようとしています。そのため、今後、必要に応じて計画改定や推進体制の充実についても検討を行います。

2 基盤整備における財源の確保

地域福祉を推進する上で、対応が必要となる生活福祉課題は多様化・複雑化しており、既存の公的サービスでの対応が想定されていないことも多くあります。そのため、地域の特性に合わせた先駆的かつ多様な取り組みが必要とされています。

しかしながら、地域福祉を推進するための取り組みは、国、県等からの補助金の対象とならないことも多く、本市の厳しい財政状況の中で、財源の確保が大きな課題となっています。

そのため、限られた財源を有効に活用するため、市の取り組む様々な施策において可能な限り重複を省くほか、施策間の連携を進めることで、効率的、効果的な取り組みに努めます。

また、尼崎市では、市民福祉条例の理念を実現させるために、条例に基づく市民福祉振興基金(以下「基金」という。)を設置しています。これまでも、この基金の運用収入をもとに、市民にとって必要な事業を展開してきましたが、より積極的に市民福祉の推進に取り組むために、市民等の幅広い意見を聞きながら、地域福祉計画の取り組みの方向に沿った基金の活用ルールを整備します。

さらに、引き続き、国、県に対して要望を行うほか、民間の資金を活用するクラウドファンディングやソーシャルインパクトボンド(SIB)などの新たな取り組みについても検討します。

3 各目標の進捗を図る指標

目標 展開 方向	評価指標	基準値 (3)	目指す 方向
1 「支え合い」を育む人づくり			
(1)福祉学習の推進			
	ボランティア活動などの地域の支え合い活動に「興味・関心がある」と答えた市民の割合	74.1%	↗
	【指標の考え方】 市民のボランティア活動等に興味をもつ意識の醸成を評価するため、アンケート調査（ 1 ）において、市民がボランティアなどの地域の支え合い活動に対して「興味・関心はない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。		
	みんなの尼崎大学と連携し、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースの受講者数		↗
	【指標の考え方】 みんなの尼崎大学と連携して、福祉に関して体系的に学ぶことのできる福祉コースを設置し、その受講者を増やすことに取り組みます。		
(2)地域福祉活動の担い手の発掘・育成・支援			
	ボランティア活動など地域の支え合い活動に参加する市民の割合	12.1%	↗
	【指標の考え方】 地域福祉活動の担い手が増えているかどうかを評価するため、アンケート調査（ 1 ）において、市民がボランティア活動など地域の支え合い活動へ「参加している」と回答した割合を増やします。		
	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51団体	↗
	【指標の考え方】 地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。		
(3)地域福祉活動を支援する人材の育成			
	民生児童委員及び福祉事業者が普段の活動の中で相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」を選択した割合	民生児童委員 15.8% 福祉事業者 18.4%	↗ ↗
	【指標の考え方】 地域福祉活動専門員が、民生児童委員や福祉事業者との連携状況を把握するために、アンケート調査（ 1 ）において、民生児童委員及び福祉事業者が、普段の相談、協力を求める先として「地域福祉活動専門員」と回答する割合を増やします。		
2 多様な主体の参画と協働による地域づくり			
(1)地域を支えるネットワークづくり			
	（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置数		↗
	【指標の考え方】 地域のネットワークの構築に向けて6地区での（仮称）地域福祉ネットワーク会議の設置に向けて取り組みます。		
(2)地域での見守り、支え合いの充実			
	担当区域で地域福祉活動が行われていると答えた民生児童委員の割合	68.0%	↗
	【指標の考え方】 地域での見守り、支え合い活動が行われているかどうかを把握するために、アンケート調査（ 1 ）において、地域における身近な相談支援窓口である民生児童委員が、自分の担当区域における地域福祉活動を把握していると回答した割合を増やします。		
	高齢者等見守り安心事業及び高齢者ふれあいサロンの実施数		↗
	【指標の考え方】 高齢者等見守り安心事業の実施地区数及び高齢者ふれあいサロンの実施箇所数を増やすことに取り組みます。		
	食や学習支援などを通して子どもに寄り添う地域の居場所の数（ 2 ）	5か所	↗
	【指標の考え方】 食や学習支援などを通して、子どもに寄り添う地域の居場所づくりを支援することで、そうした居場所の数を増やすことに取り組みます。		
	孤立感を感じている市民の割合	35.9%	↘
	【指標の考え方】 様々な地域での見守り、支え合い活動が行われることで、総合計画のアンケート調査において、地域の中で孤立していると感じている市民の割合を減らします。		
(3)多様な手法による地域福祉活動の推進			
	小地域福祉活動実施団体数（延べ）	658件	↗
	【指標の考え方】 地域福祉活動の広がりを評価するために、小地域福祉活動の実施団体数を増やします。		
	あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	51団体	↗
	【指標の考え方】 地域活動に取り組もうとする団体が増えているかどうかを評価するために、あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数を増やします。		
	ソーシャルビジネスの支援数		↗
	【指標の考え方】 ソーシャルビジネスの手法により、尼崎市が抱える課題、これから先に顕著化してくる課題の解決を目指す取り組みを支援するために、尼崎市ソーシャルビジネス支援メニューで支援した団体数を増やします。		
(4)社会福祉法人、企業、NPO等による地域貢献の推進			
	地域において何らかの活動に「特に取り組んでいる」と答えた福祉事業者の割合	75.2%	↗
	【指標の考え方】 福祉事業者の地域貢献の推進を図るため、アンケート調査（ 1 ）において、福祉事業者が、地域において何らかの活動に「特に取り組んでいない」「不明」以外を回答した割合を増やします。		

1 「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目による。

2 こども政策課把握数

3 「あまがさき地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。

目標	展開方向	評価指標	基準値 (3)	目指す 方向
3 誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり				
(1)包括的・総合的な相談支援体制の充実				
		困り事があった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合	3.7%	↘
【指標の考え方】 市民が課題を抱えたときに相談しやすい体制が構築できているかを評価するため、アンケート調査（ 1 ）において、市民が困りごとがあった時に「相談できる人はいない」「相談しようと思わない」と答えた市民の割合を減らします。				
		自立相談支援窓口で相談した市民の割合	0.015%	↗
【指標の考え方】 早期把握に取り組む生活困窮者自立支援制度の自立相談支援窓口である「しごと・くらしサポートセンター尼崎」（平成27年4月開設）に相談に来所した市民の割合を増やします。				
(2)権利擁護の推進				
		成年後見制度利用支援事業の利用者数	51人	↗
【指標の考え方】 権利擁護の推進を評価するために、成年後見制度利用支援事業の利用者数を増やします。				
(3)適切な福祉サービスの提供と情報利用の推進				
		福祉事業者が地域へ福祉等に関する情報発信をしている割合	28.8%	↗
【指標の考え方】 福祉サービスを提供する福祉事業者が、地域に対する情報の発信ができているかどうかを評価するために、アンケート調査（ 1 ）において、福祉事業者が地域への福祉等に関する情報発信をしていると回答した割合を増やします。				
		意思疎通支援事業の利用者数	81人	↗
【指標の考え方】 課題を抱えた方の情報利用が推進できているかどうかを評価するために、意思疎通支援事業における手話通訳及び要約筆記の利用者数を増やします。				
(4)要配慮者（災害時要援護者）支援の推進				
		地域にお住まいの要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日頃から「取り組んでいる（取り組もうとしている）」と答えた市民等の割合	市民	22.2%
			民生児童委員	82.1%
			福祉事業者	75.2%
【指標の考え方】 要配慮者（災害時要援護者）支援の推進を評価するため、アンケート調査（ 1 ）において、市民、民生児童委員、福祉事業者が要配慮者（災害時要援護者）の避難支援のために日ごろから「取り組んでいることはない」「不明」以外の項目を回答した割合を増やします。				
		要配慮者（災害時要援護者）支援協力団体数		↗
【指標の考え方】 避難行動要支援者名簿を受け取った地域の団体の数を増やします。				
(5)安全・安心に暮らせる環境整備				
		日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	58.8%	↗
【指標の考え方】 安全・安心に暮らせる環境が整備されているかどうかを評価するために、総合計画のアンケート調査における日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合を増やします。				

1 「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目による。

3 「あまがさきし地域福祉計画」の評価・推進にかかる意識調査の項目は平成28年度、それ以外は平成27年度を基準とする。